

地域力創造グループの施策等について③

令和2年1月24日

地域力創造グループ

地域情報政策室・マイナポイント施策推進室

マイナポイントによる消費活性化策について

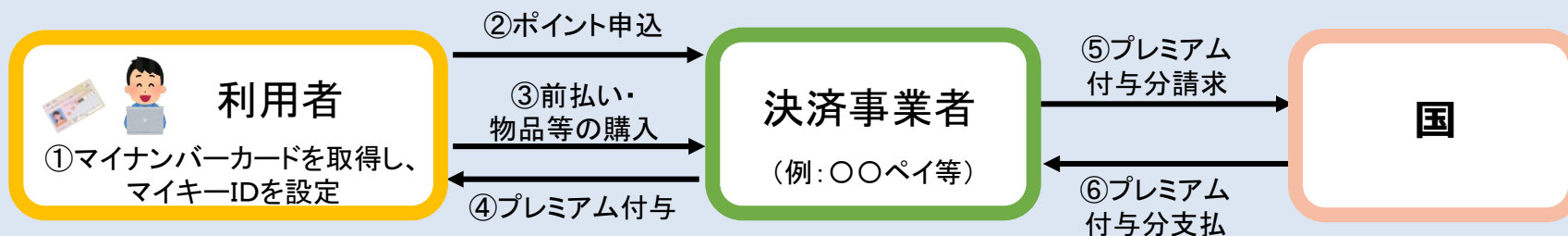
マイナポイントによる消費活性化策について

- 消費税率引上げに伴う需要平準化策として、東京オリンピック・パラリンピック後の消費を下支えする観点から実施する。あわせて、キャッシュレス決済基盤の構築を図る。

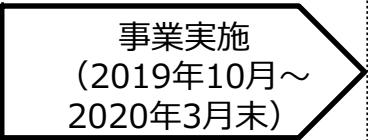


制度概要

- **マイナポイントの利用が可能なる者**：マイナンバーカードを取得し、かつ、マイキーIDを設定した者(4,000万人)(①)
- **マイナポイント利用方法**：
 - ・利用者がキャッシュレス決済サービスを1つ選択して、マイナポイントを申込み(②)
 - ・当該決済サービスにおいて、「前払い」または「物品等の購入」を行った場合(③)に、マイナポイント(プレミアム分)を、当該決済サービスのポイント等として取得(④)
 - ・当該決済サービスが利用可能な店舗等において、取得したポイント等を利用
- **国庫補助**：キャッシュレス決済事業者に対して、利用者に付与したポイント等に相当する額を国が補助(⑤,⑥)
- **マイナポイント利用上限**：5,000ポイント（2万円分の前払い等） ※1ポイント=1円相当
- **プレミアム率**：25% ※小口での前払い等も可能
- **事業実施期間**：令和2年9月～令和3年3月までの7カ月間（前払い又は物品等の購入が行われる期間）
- **令和2年度予算案**：2,478億円
- **令和元年度補正予算案**：21億円

マイナポイント事業の仕組み



マイナポイントによる消費活性化策の位置づけ

	対象者	令和元年度	令和2年度
		10月	
低所得者・子育て世帯向けプレミアム付商品券	・住民税非課税者 ・学齢3歳未満の子 (世帯主)		
中小・小規模事業者の店舗での消費者へのポイント還元等の支援策	・キャッシュレス決済手段を用いて支払いを行う消費者等		
マイナポイントを活用した消費活性化策	マイナンバーカードを取得し、マイキーIDを設定した者		

マイナンバーカード交付枚数（想定）・マイナンバーカードの健康保険証としての医療機関等の利用環境整備に係る全体スケジュール

令和元年9月3日デジタル・ガバメント
関係会議（第5回）資料1より抜粋

（マイナンバーカード交付枚数（想定））

2020年7月末	3000～4000万枚	マイナンバーカードを活用した消費活性化策に向けて
2021年3月末	6000～7000万枚	健康保険証利用の運用開始時
2022年3月末	9000～10000万枚	医療機関等のシステム改修概成見込み時
2023年3月末	ほとんどの住民がカードを保有	

（マイナンバーカードの健康保険証としての医療機関等の利用環境整備）

2019年10月	「医療情報化支援基金」設置、医療機関等におけるシステムの検討を継続
2020年8月	詳細な仕様の確定、各ベンダのソフト開発を受け、医療機関等におけるシステム整備開始
2021年3月末	健康保険証利用の本格運用 医療機関等の6割程度での導入を目指す
2021年10月	マイナポータルでの薬剤情報の閲覧開始
2022年3月末	2022年診療報酬改定に伴うシステム改修時 医療機関等の9割程度での導入を目指す
2023年3月末	概ね全ての医療機関等での導入を目指す

マイナポイント利用の前に必要な手続き

マイナンバーカードの取得・公的個人認証の設定

マイナンバーカードの交付時に、
数字4桁の暗証番号を設定することで、
利用者本人であることを証明する「利用者証明用電子証明書」を
利用可能に

表

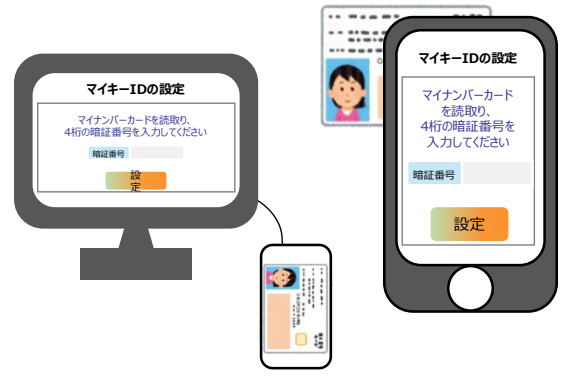


裏



マイキーIDの設定

公的個人認証の機能を活用し、
マイナンバーカードを読み取り、
数字4桁の暗証番号を入力



マイナンバー:123456789012
(12桁の数字)

利用目的が、
社会保障・税・災害対策に限定

←-----→
マイナンバーとは別のID

マイキーID:1234ABCD
(8桁の英数字)

マイナンバーとは異なり、
広く行政サービスや民間サービスで
利用可能

マイナポイントの利用方法

決済サービスを選択

マイナポイントを使う決済サービスとして、QRコード決済やICカード等のサービスの中から、1つ選択

お好きな
決済サービス
を1つ選択

□□カード
(流通系電子マネー)

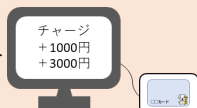
△△カード
(交通系電子マネー)



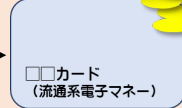
マイナンバーカードを
取得し、マイキーIDを
設定した者

マイナポイントの取得

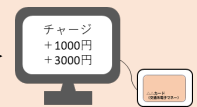
選択した決済サービスにおいて「前払い等」を行った場合に、当該決済サービスのポイント等として、マイナポイントを取得



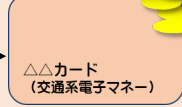
チャージ



プレミアム
取得



チャージ



プレミアム
取得



物品等の購入

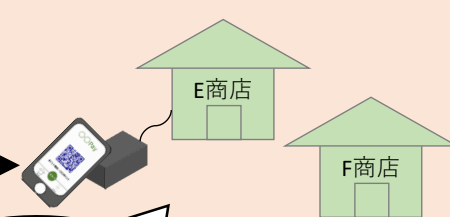
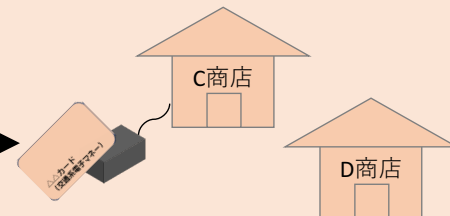
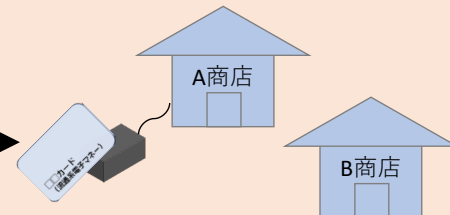


プレミアム
取得

通常の前払い等
で
マイナポイント
が付与される

マイナポイントの利用

当該決済サービスのポイント等として取得したマイナポイントは、いつものお買い物で利用可能



選択した決済
サービスが
使えるお店で
お買い物

※ 「前払い等」とは、「前払い」または「物品等の購入」のことをいう

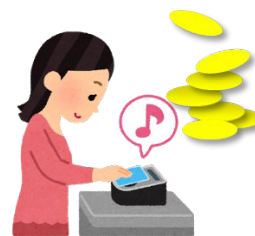
マイナポイントの利用イメージ（一例）①

- ・ 事前準備として、マイナポイント申込みページで、利用するICカードを選択し、申込み。
- ・ ICカードにチャージすると、一定額のプレミアムが取得される。

① お好きな決済サービスを選択して、
マイナポイントを申込み

② チャージに応じて
プレミアムを取得

③ 買い物



ID連携

マイナポイント申込みページで、お好きな決済サービスを選択し、申込み。
(申込みによって、チャージ等に対して、プレミアムが付与されるようになる)

ICカードへのチャージに応じて、
プレミアム分のポイントを取得

プレミアム分も利用して、
買い物

マイナポイントの利用イメージ（一例）②

- ・ 事前準備として、利用者が希望するQR決済アプリから、マイナポイントを申込み。
- ・ QR決済アプリを使って買い物をすると、一定額のプレミアムが付与される。

① QR決済アプリ上から、
マイナポイントの申込み

② QR決済アプリを使って買い物

③ プレミアムが付与される



ID連携

QR決済アプリからマイナポイント申込み
(申込みによって、QR決済のポイントとして
プレミアムが付与されるようになる)

申込みを行ったQR決済アプリで、
買い物をする

買い物後、利用金額に応じて
プレミアム分が付与される

マイナポイント取得までの手順

- 事業開始まで（～8/31）に、マイナポイントの予約をした者が、
マイナポイントの申込みをすることにより、マイナポイントを取得

- ※ マイナポイントの予約によりマイキーIDが設定される
 ※ マイナポイントの予約者数が予算の上限に達した場合には、マイナポイントの予約を締め切る可能性がある

2020年												2021年		
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
手順①：マイナポイント予約 （～2020年8月末）								★事業開始						
							手順②：マイナポイント申込み （2020年7月～2021年3月末）							
								手順③：マイナポイント取得 （2020年9月～2021年3月末）						

<必要な行為>

- ・ マイナンバーカードの読み取り
- ・ 4桁の暗証番号の入力

<必要な行為>

- ・ マイナンバーカードの読み取り
- ・ 4桁の暗証番号の入力
- ・ 利用したい決済サービスを選択
- ・ 決済サービスのID等を入力

<必要な行為>

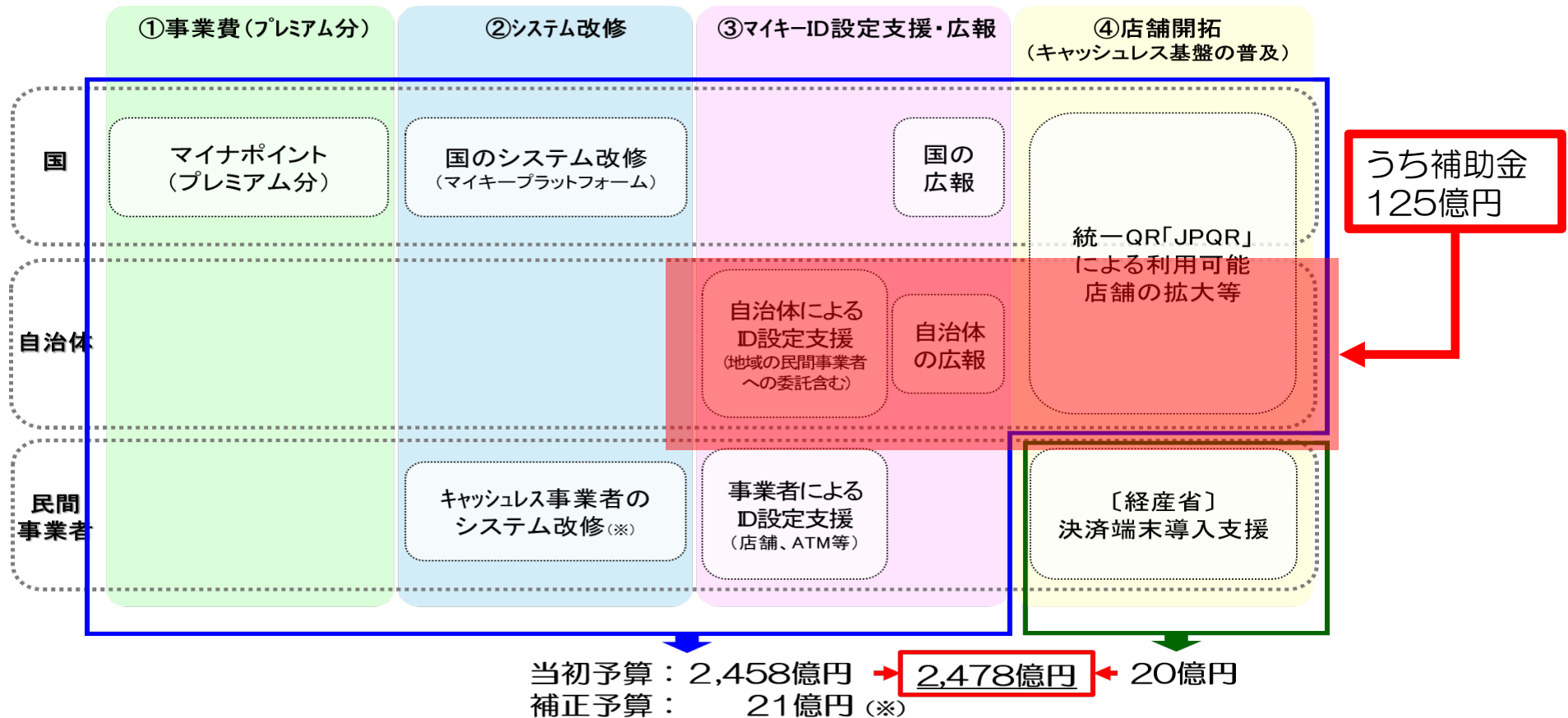
- ・ 選択した決済サービスにより、チャージ等を実施
- ⇒ 当該決済サービスのポイント等として、マイナポイントを取得

マイナポイントの事務の流れ（想定）



マイナポイント事業費補助金の概要①

- 令和2年度予算政府原案において、マイナポイント事業費補助金(※1)は、事務費総額479億円の
内数(※2)
 - ※1 令和2年度より、個人番号カード利用環境整備費補助金から名称を変更予定
 - ※2 125億円程度を交付予定
- 全地方公共団体において、前年度比+50%を超える基準額を設定予定
- 令和2年4月以降、補助率10/10で交付予定
- 令和元年度予算の明許繰越も執行可能



マイナポイント事業費補助金の概要②

項目	内容
1. 総額	令和2年度予算案額：事務費総額479億円の内数※ (※125億円程度を交付予定)
2. 主な補助対象経費	○本事業の実施に要した事務経費相当額の100%を国が補助。 <ul style="list-style-type: none"> ・ID設定支援、マイナポイント申込み支援 ・JPQR、キャッシュレスサービスの普及促進、説明会出席等 ・消耗品費、印刷製本費等 ・新聞広告、チラシ作成等 ・説明会等会場使用料 ・パソコン等リース料 ・経済関連団体等への事務委託費用
3. 算定方法	○対象経費の実支出額と基準額とを比較して少ない方の額 (※基準額は、全団体で同額を措置する「均等配分」と人口に比例する「人口按分」の和により算出。)
4. 補助対象期間	○令和2年4月1日～令和3年3月31日

※補助金の申請にあたっては、マイキープラットフォーム運用協議会の会員であることが必要。

令和2年度におけるマイナポイント関連事業（想定）

＜都道府県が行う主な事務＞

1. 利用店舗募集

- 統一QR「JPQR」の申込み会の開催（JPQR普及事業）【R2年5月末～】
- その他キャッシュレス決済サービスを利用できる店舗の普及促進
 - ・店舗等への説明会の開催
 - ・経済関連団体等との連携（経済関連団体等へ委託して実施することも想定）

2. 広報

- マイナポイントを活用した消費活性化策を実施すること、マイナンバーカードの取得が必要であること、マイナポイントの申込みに関する事等々の広報を実施する。
 - ・地元メディアの活用等（新聞等）

＜市区町村が行う主な事務＞

1. マイキーID設定支援

- マイキーID設定支援コーナーを設置し、マイナンバーカード取得者に対し、マイキーID設定を支援。【R2年4月～R2年6月】
- マイキーID設定者に対し、マイナポイントの申込みを支援。【R2年7月～R3年3月】
- マイキーID設定支援キャラバンの実施
 - ・マイキーID設定支援員として非常勤職員を配置
 - ・マイキーID設定に必要なパソコン等端末のリース

2. 利用店舗募集

- 統一QR「JPQR」の申込み会の開催（JPQRトライアル事業）【～R2年5月】
- その他キャッシュレス決済サービスを利用できる店舗の普及促進
 - ・店舗等への説明会の開催
 - ・経済関連団体等との連携（経済関連団体等へ委託して実施することも想定）

3. 広報

- マイナポイントを活用した消費活性化策を実施すること、マイナンバーカードの取得が必要になること、マイキーID設定支援コーナーの設置に関する事、マイナポイントの申込みに関する事等々の広報を実施する。
 - ・チラシ、パンフレット等作成

※あくまでも都道府県又は市区町村における標準的な事務を想定しているものであり、都道府県が市区町村の事務を実施すること（及びその逆）も可能である。

個人番号カード利用環境整備費補助金交付要綱の改正（R元.12.26）について

【改正の概要】（※地方公共団体関連部分）

- 補助対象経費の内容の費目について、補助対象経費ごとの区分けを廃止
- 補助対象経費の内容として、「共済費（社会保険料）」、「職員手当等（時間外勤務手当）」、「管理職特別勤務手当」、「休日勤務手当」、「報償費（謝金等）」を追加
- 「マイナポイント申込み支援に要する経費」を補助対象経費に追加
- 令和元年6月7日に遡って適用

※補助金交付要綱抜粋

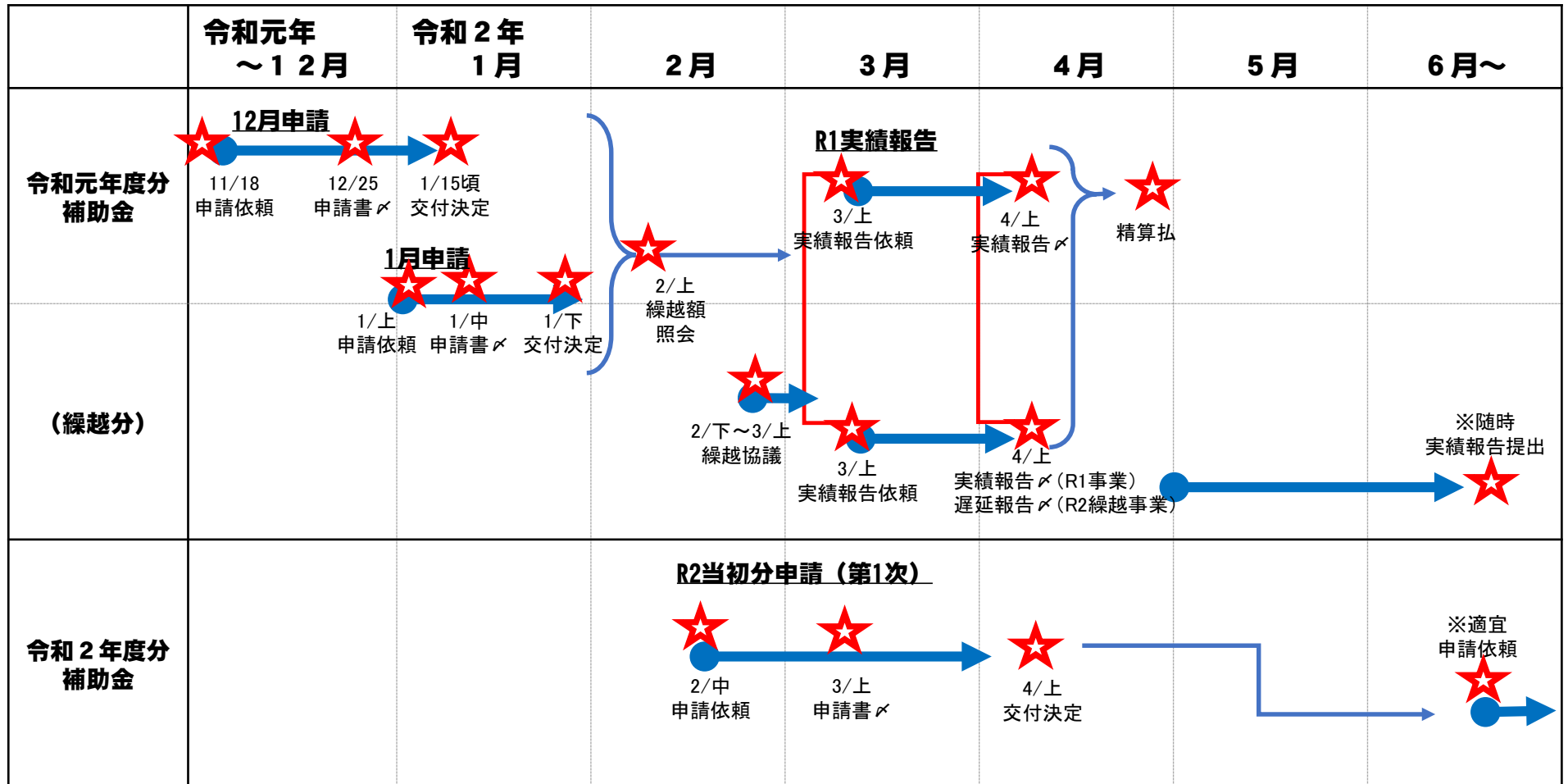
別表第1-2（第5条関係）

補助対象経費	内容	主な用途	補助率
マイキーID 設定支援・ <u>マイナポイント</u> 申込み支援 に要する経費	(1) 次に掲げる経費 ・非常勤職員賃金 ・ <u>共済費</u> ・ <u>職員手当等</u> ・ <u>報償費</u> ・職員旅費 ・費用費 ・役務費 ・使用料 ・賃借料 ・委託料	・マイキーID設定支援に係る非常勤職員賃金 ・時間外勤務手当、管理職特別勤務手当、休日勤務手当 ・社会保険料 ・消耗品費 ・パソコン・タブレット等リース料 ・事務委託費用	10/10
利用店舗募集 に要する経費	(2) (1)に掲げるものの他、総務大臣が別に定める当該補助対象に要する経費	・説明会への職員旅費 ・消耗品費 ・説明会資料の印刷製本費 ・案内発送の通信運搬費 ・説明会等会場借り上げ費用 ・パソコン・タブレット等端末リース料、コピー機リース料、FAXリース料 ・講師への謝金 ・事務委託費用	
広報等に要する 経費		・広報グッズ購入の消耗品費 ・チラシ等の印刷製本費 ・広告料 ・事務委託費用	

個人番号カード利用環境整備費補助金の対象経費に関する主なFAQ

	質問	回答
1	会計年度任用職員に支給される報酬、給料、職員手当は補助対象となるか。	補助対象となる。
2	正規職員及び任期付き職員の時間外勤務手当、管理職特別勤務手当及び休日勤務手当は補助対象になるか。	補助対象となる。
3	地方公共団体でのコールセンターの設置費用は補助対象となるか。	補助対象となる。
4	国が主催する説明会に参加するための旅費は補助対象となるか。	補助対象となる。
5	隣接する地方公共団体に居住する住民へのマイキーID設定支援・マイナポイント申込み支援に要する経費は補助対象となるか。	補助対象となる。
6	備品購入費は補助対象となるか。	補助対象とならない。

個人番号カード利用整備費補助金・マイナポイント事業費補助金 関係スケジュール（予定）①



個人番号カード利用整備費補助金・マイナポイント事業費補助金 関係スケジュール（予定）②

【令和元年度執行分】

<令和元年度当初予算>

- (1) 交付申請(12月申請)及び第2回変更承認申請(増額)
 - ・12月25日: 〳切り
 - ・1月15日頃: 交付決定
- (2) 交付申請(1月申請)及び第3回変更承認申請(減額及び増額)
 - ・1月上旬: 依頼
 - ・1月中旬: 〳切り
 - ・1月下旬: 頃交付決定
- (3) 実績報告書、精算払請求書【繰越をしない場合】
 - ・3月上旬: 依頼
 - ・4月上旬: 〳切り
 - ・4月下旬: 精算払い

【令和2年度執行分】

<令和元年度明許繰越予算>

- (1) 繰越額照会
 - ・2月上旬: 照会
 - ・2月下旬: 〳切り
- (2) 繰越に係る協議(※都道府県分は総務省が財務省と、市区町村分は都道府県が各所管財務局と協議を行う。)
 - ・2月下旬～: 協議
 - ・3月上旬: 繰越承認
- (3) 年度終了実績報告書、遅延報告書
 - ・3月上旬: 依頼
 - ・4月上旬: 〳切り

<令和2年度当初予算>

- (1) 交付申請書
 - ・2月中旬: 依頼
 - ・3月上旬: 〳切り
 - ・4月上旬: 交付決定(4月1日から補助対象とする)

個人番号カード利用環境整備費補助金の令和元年度予算の繰越の考え方

- 本消費活性化策については、昨年9月にマイナポイント施策への抜本の見直しを行ったことから、地方公共団体において、補助金を活用した事業の実施が大幅に遅れ、年度内に執行が完了しなかった事務に係る経費について、予算の効率的な活用のため、令和元年度予算の令和2年度への明許繰越を検討いただきたい。

<明許繰越の例>

項目	内容
1.繰越理由	○マイナンバーカードを活用した消費活性化策は、当初既に運用されている自治体ポイントの仕組みを活用する施策を想定していたが、令和元年9月に、国民の利便性や地方公共団体の精算事務等の負担軽減等の観点から、総務省において、民間キャッシュレス決済事業者を活用したマイナポイント施策へと抜本的な見直しが行われた。具体的な事務内容については、総務省がその後設置した「マイナポイント活用官民連携タスクフォース」及びその下のワーキンググループ等で検討されており、地方公共団体において実施する事務内容の詳細の提示を受けるのが当初想定よりも大幅に遅れたため、年度内に事業が完了しない恐れがあること。
2.補助対象経費	○令和元年度内に完了できなかった事業に要する経費 (マイキーID設定支援、利用店舗募集、広報に要する経費)
3.執行に当たっての留意点	○各地方公共団体において、上記繰越理由により令和元年度内に事業が完了しなかった経費について執行すること。 ○令和2年度当初予算での補助金の交付も併せて受け、令和元年度繰越分と同一の事業を実施する場合、令和元年度繰越分から執行すること。

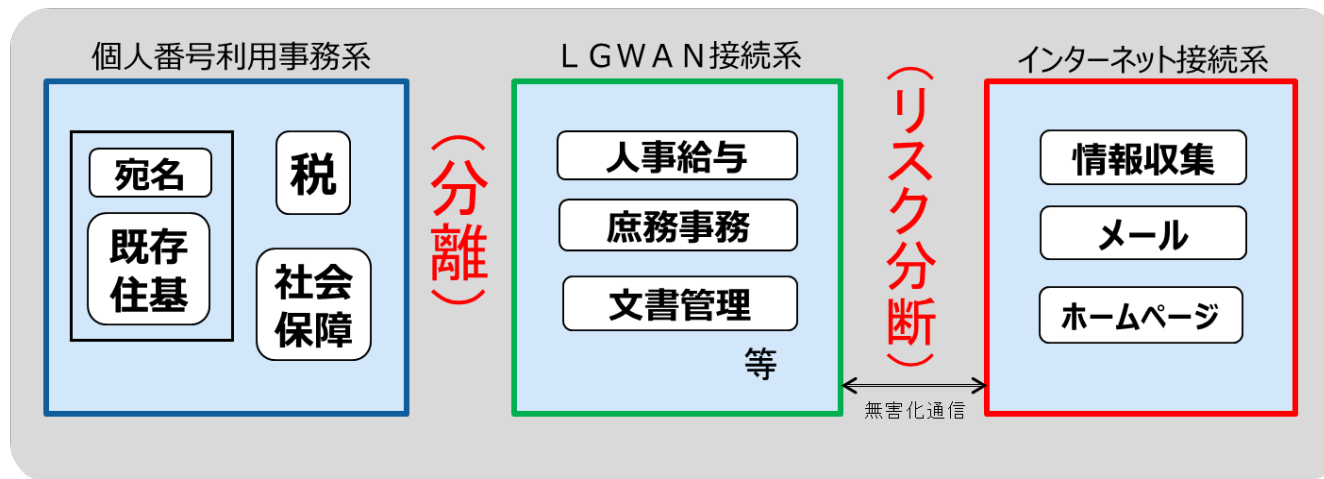
情報セキュリティ対策について

「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化」に関する経緯

2015(H27)年～2017(H29)年

「三層の対策」によるセキュリティ強化

市区町村におけるネットワーク構成(イメージ)



① 個人番号利用事務系では、端末からの情報持ち出し不可設定等を図り、住民情報流出を徹底して防止

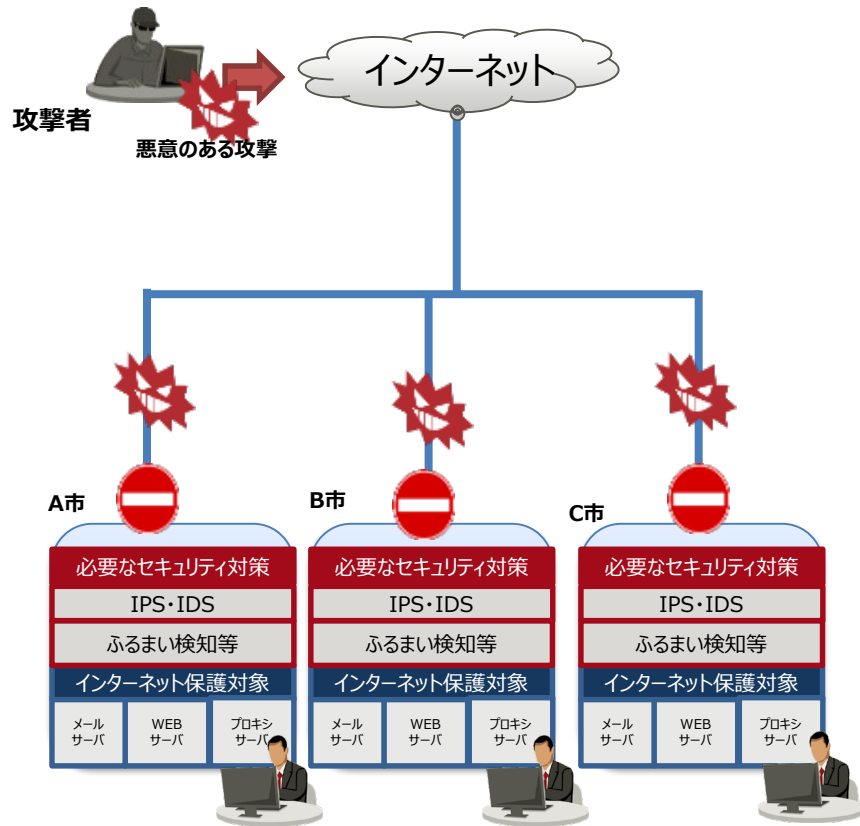
② LGWAN接続系とインターネット接続系を分割し、LGWAN環境のセキュリティ確保

③ 都道府県と市区町村が協力して、自治体情報セキュリティクラウドを構築し、高度な情報セキュリティ対策を実施

- 2015.5 年金機構の情報漏えい事案発覚後、有識者による「自治体情報セキュリティ対策検討チーム」を設置
- 2015.11 検討チームより自治体の対策内容(「三層の対策」)について報告
- 2015.12 総務大臣通知により自治体に「三層の対策」を要請
- 2016.1 自治体が「三層の対策」に取り組むための補助金(H27補正)の説明会
- 2017.7 自治体による「三層の対策」への対応完了

自治体情報セキュリティクラウド

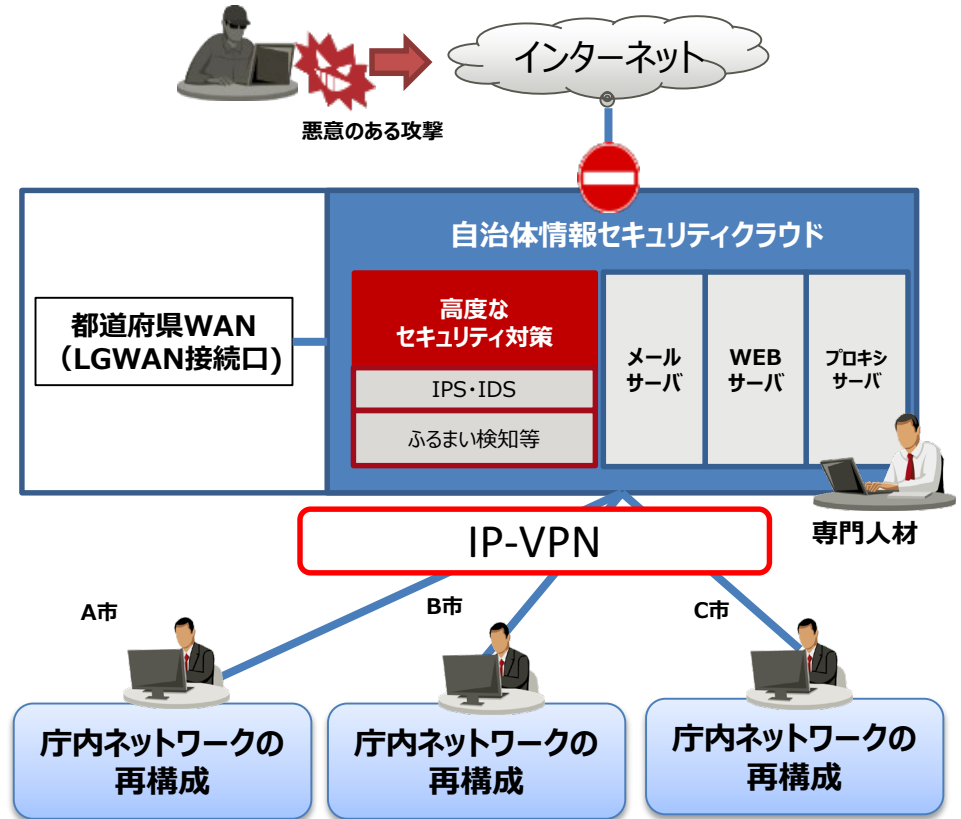
導入前イメージ



【課題】

- ・各自治体ごとに監視水準にバラツキ
- ・不正接続など必要なセキュリティ対策におけるコストが甚大
- ・プロキシログ等の分析するスキルを持った職員の不足
- ・個々の自治体のインシデント情報の共有化に時間を要する

導入後イメージ



【特色】

- ・全国的に必要な監視水準を確保・維持
- ・サーバの共同利用によりコスト減
- ・セキュリティ専門人材によるプロキシログ等の分析
- ・自治体システム側からLGWANへの不適切なアクセス等の監視
- ・都道府県相互でインシデント情報の共有化が可能

新たな自治体情報セキュリティ対策に係る検討について（案）

「三層の対策」

2015年の年金機構の情報漏えい事案を受け、**短期間**で自治体の情報セキュリティ対策を抜本的に強化 = 「三層の対策」

⇒ **インシデント数の大幅な減少を実現**

① ユーザビリティへの影響

一方で、

✓ 自治体内の情報ネットワークの分離・分割による事務効率の低下

例：マイナンバー利用事務系のシステムへのデータの取込み、インターネットメールの添付ファイルの取得など

② 新たな時代の要請

✓ 行政アプリケーションを自前調達方式からサービス利用式へ (政府における「クラウド・バイ・デフォルト」原則)

✓ 行政手続を紙から電子へ (デジタル手続法を受けた行政手続のオンライン化)

✓ 働き方改革 (テレワーク等のリモートアクセス)

✓ サイバー攻撃の増加、サイバー犯罪における手口の巧妙化 等

「三層の対策」の効果や課題、新たな時代の要請を踏まえ、

2020年春を目途に、効率性・利便性を向上させた新たな自治体セキュリティ対策を検討

※「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインの改定等に係る検討会」において検討

【主な検討事項（予定）】

- ① 「三層の対策」を維持すべきか
- ② 次期「自治体情報セキュリティクラウド」の基本方針
- ③ ユーザビリティの改善方策 (パブリッククラウドへの接続、オンライン手続等のデータの効率的な処理、テレワーク) ※年内にできるものから整理・自治体へ助言

「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」にも反映（次回改定時）

自治体クラウドについて

「自治体クラウド」について

「自治体クラウド」は、複数の地方自治体によりクラウド化された情報システムを共同運用するものであり、その効果として、情報システムに要する経費・人的コストを削減すること等ができるものであって、その削減費用・人的資源を他の分野で有効活用し、質の高い住民サービスを提供可能となるものとして、地方自治体の導入を促進しているもの

- 情報システムの運用コストが3割程度削減可能
- 集中監視により情報セキュリティ水準が向上
- 庁舎が被災しても業務継続が可能
- 参加団体間で業務が共通化・標準化

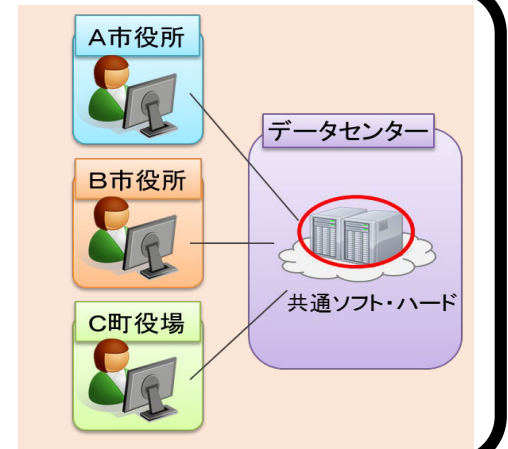
自治体クラウド

基幹系システム[※]のクラウド化を実施し、かつ、複数の地方公共団体の基幹系システムの共同利用を行っているもの

※ 住民基本台帳・税務・国民健康保険・国民年金・福祉等の個人番号を利用する事務を取り扱うシステム



クラウド化
+ 共同運用

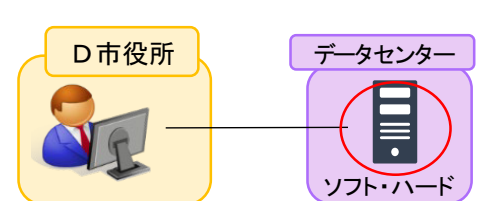


単独クラウド

基幹系システムのクラウド化を実施しているが、共同利用は行っていないもの

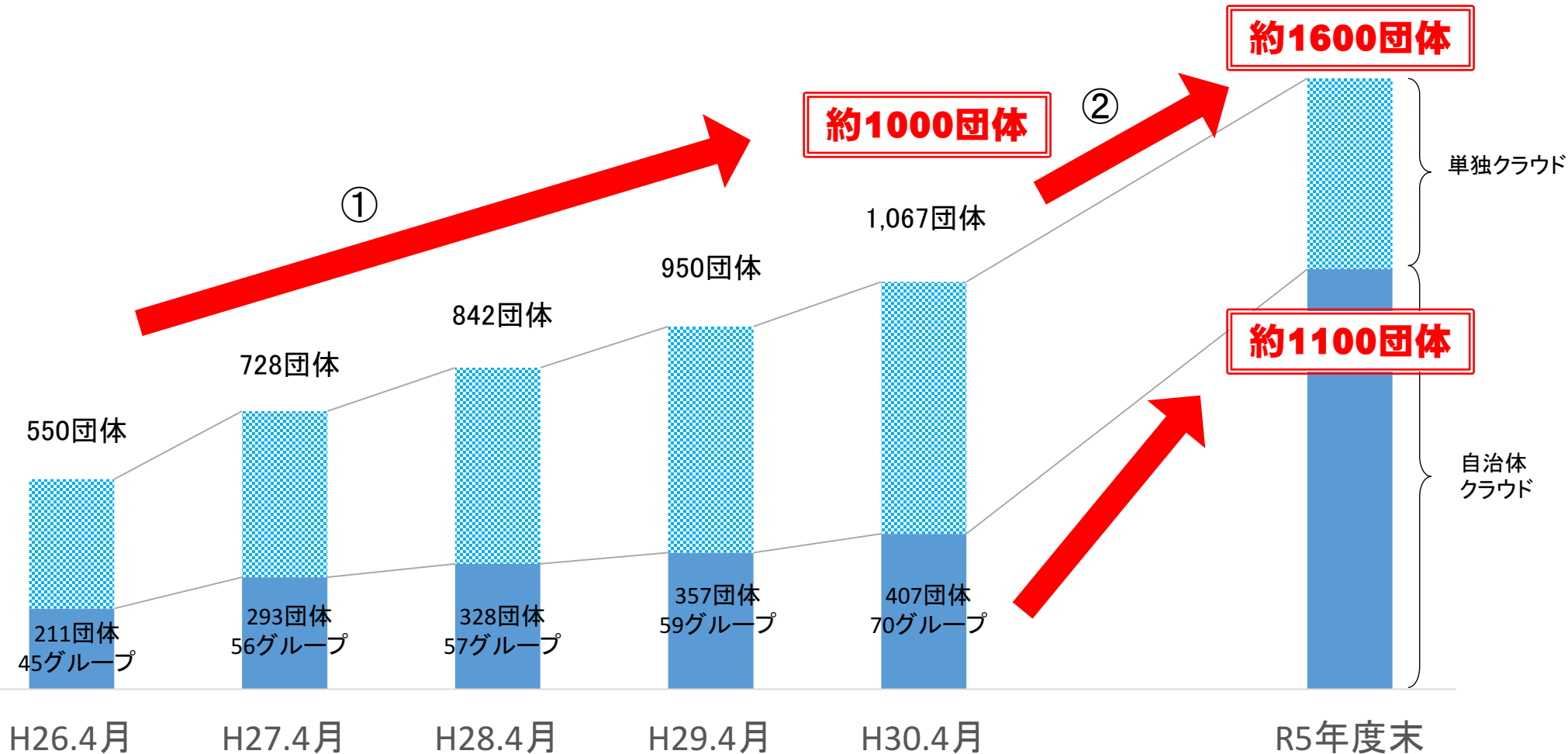


クラウド化



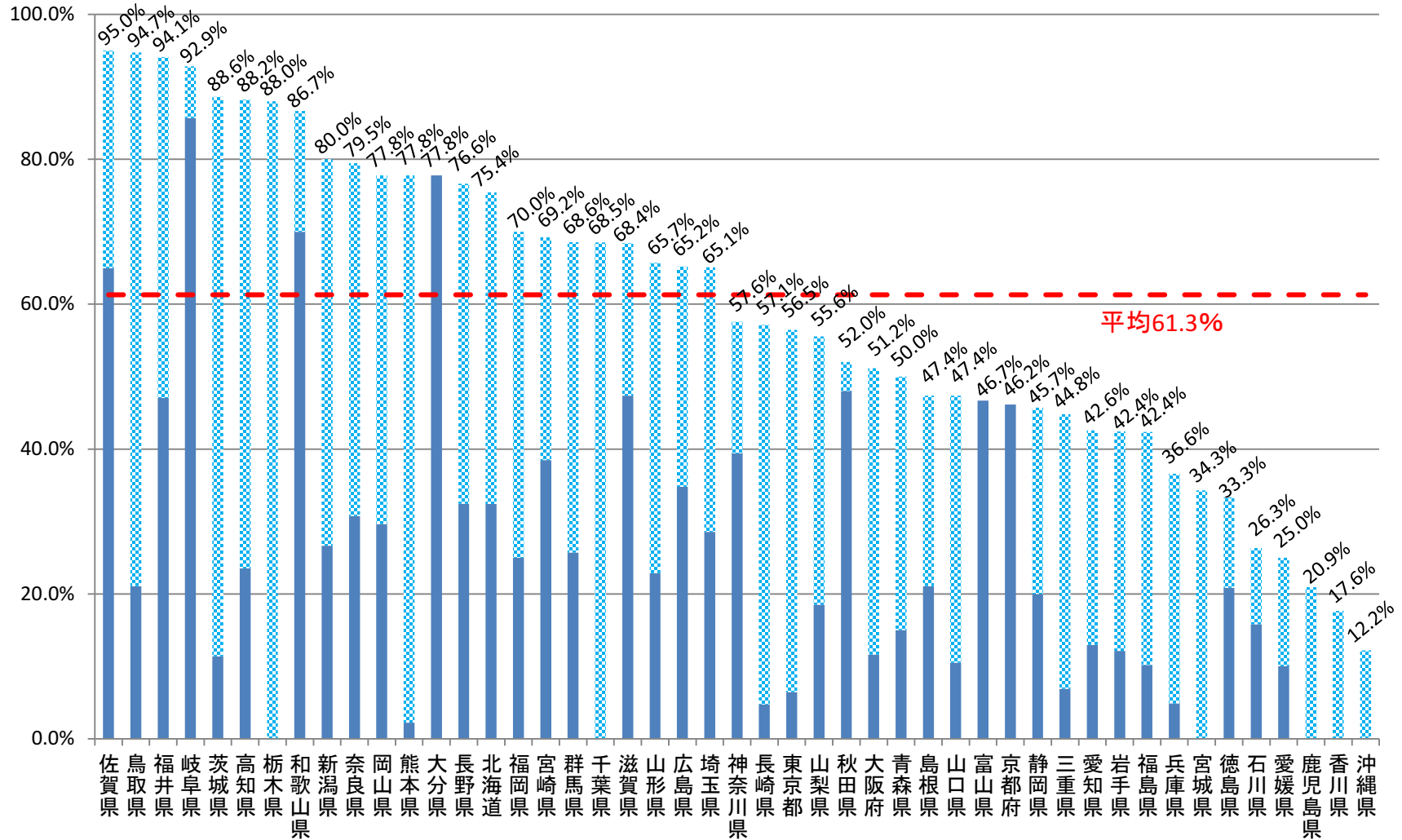
クラウド導入市区町村数の推移と目標

- ① 「経済・財政再生計画 改革工程表」(平成27年12月24日経済財政諮問会議取りまとめ)における、「550団体を平成29年度末までに倍増(約1,000団体)する」との目標を達成。
- ② 「世界最先端デジタル国家創造宣言」(令和元年6月14日閣議決定)において、「2023年度末までにクラウド導入団体を約1,600団体、自治体クラウド導入団体を約1,100団体にする」との目標を設定。



各都道府県毎のクラウド導入状況

クラウドを導入している域内市区町村の割合
(平成30年4月1日現在)

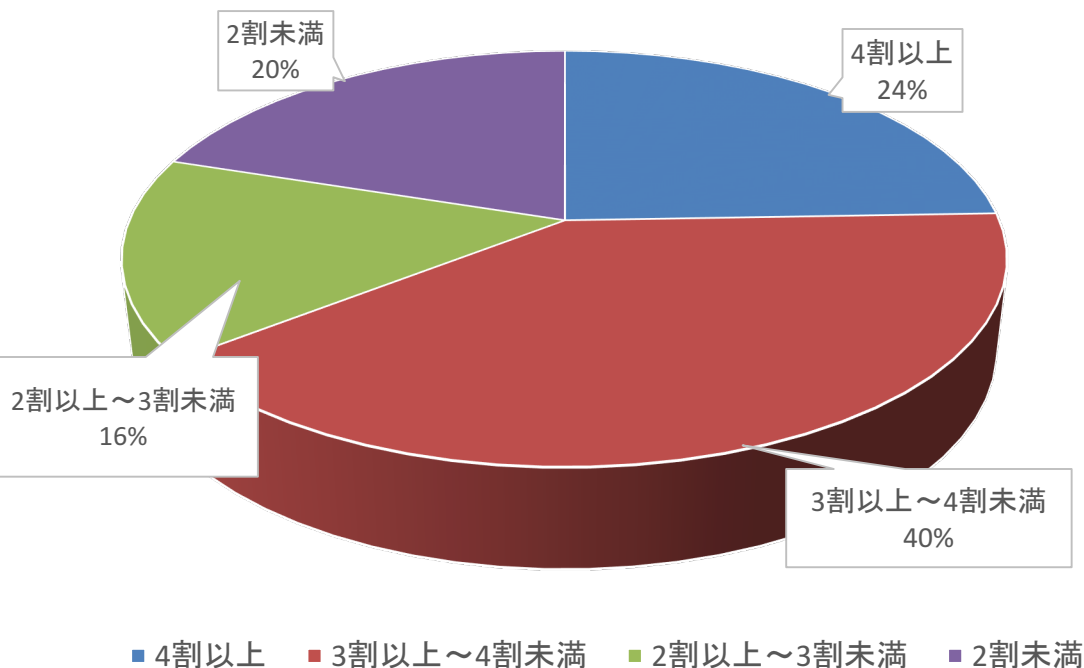


■ 単独クラウド(当該市区町村が単独で実施) ■ 自治体クラウド(2以上の団体が共同で実施)

「自治体クラウド」による費用削減効果

自治体クラウドの費用削減効果により分類した結果については、「4割以上」は、24%、「3割以上～4割未満」は、40%、「2割以上～3割未満」は、16%、「2割未満」は、20%のとおりである。全体の約6割以上のグループにおいて3割以上の費用削減効果があり、又は見込まれるとしている。

図表 費用削減効果



自治体クラウド導入を実施したグループに対して、費用削減効果について、調査を実施し、実際の削減効果又は見込みを取りまとめたもの。

調査対象：45グループ、244団体

「自治体クラウド」による費用削減効果（つづき）

	組織名	削減効果 (%)
4割以上	おうみ自治体クラウド協議会	60
	奈良県基幹システム共同化検討会	56
	留萌地域電算共同化推進協議会	56
	佐賀県唐津市,玄海町	50
	新潟県市町村情報システム共同利用連絡会議	50
	愛知県豊橋市,岡崎市	45.5
	埼玉県町村情報システム共同化推進協議会	44.6
	神奈川県町村情報システム共同事業組合	43
	滋賀県6町行政情報システムクラウド共同利用事業推進協議会	42
	置賜広域行政事務組合電算システム 共同アウトソーシング	40
	福岡県宇美町,志免町,須恵町	40

	組織名	削減効果 (%)
3割以上～ 4割未満	長野県市町村自治振興組合	39.2
	西多摩郡町村電算共同運営協議会	38
	東三河共同調達グループ	35
	高知県中西部ASP利用型住民情報システム運営協議会 (高知県中西部電算協議会)	35
	高石市・忠岡町・田尻町自治体クラウド	35
	吾妻郡町村情報システム共同化推進協議会	34
	富山県情報システム共同利用推進協議会	33
	諏訪広域連合	30
	京都府自治体情報化推進協議会	30
	大分県自治体クラウドAcrocity協議会	30
	福井坂井地区広域市町村圏事務組合	30
	大分県自治体クラウドTops協議会	30
	田川地区システム共同構築協議会	30
	石川県輪島市,穴水町,能登町	30
	山形県庄内町,三川町	30
	和歌山県橋本市 奈良県大和郡山市	30
和歌山県電子自治体推進協議会	30	
和歌山県かつらぎ町,湯浅町,広川町	30	

※ 主な自治体クラウドグループから報告があった費用削減効果に基づくもの。

令和元年6月21日
閣議決定

2. 経済・財政一体改革の推進等

(1) 次世代型行政サービスの構築を通じた効率と質の高い行財政改革

① デジタル・ガバメントによる行政効率化

(国主導の情報システム・データ標準化の推進と財源の確保等)

国及び地方自治体等の情報システムやデータは、集約・標準化・共同化し、原則、オープンな形で誰もが利用でき、キャッシュフローを生み出す「公共財」となるよう設計する。地方自治体等の情報システムについては、財源を含めた国の主導的な支援の下で標準化等を進め、また、カスタマイズを抑制しつつ、各団体のシステム更新時期を踏まえた個別団体への助言を含む支援策により、自治体クラウドの広域化や大規模団体のクラウド化を計画的に推進する。

デジタル・ガバメントの早期実現に向け、マイナンバー制度等の既存インフラを最大限活用し、既に行政が保有している情報について添付書類の提出を一括して撤廃するとともに、戸籍事務、罹災証明事務などの業務へのマイナンバー制度の利活用の拡大を進める。

(地方自治体のデジタル化の推進)

(略)

総務省は、Society 5.0 時代にふさわしい自治体行政のデジタルトランスフォーメーション実現に向け、技術面、人材面、財源面、業務面からの課題を早急に洗い出し、AI・ICT化、クラウド化等を抜本的に進める計画を策定することとし、そのための工程を2019 年末までに明確化する。

※下線は総務省が付記

令和元年6月14日
閣議決定

III. 我が国社会全体を通じたデジタル・ガバメント

3 地方公共団体のデジタル化

(2) 地方公共団体におけるシステム等の共同利用の推進

(略)

現段階においても、デジタル技術を積極的に活用して先進的な取組を行っている地方公共団体があるものの、デジタル化の取組が進んでいない団体も数多く存在する。このような状況の中で、我が国の地方公共団体全体のデジタル化を進めるためには、地方公共団体のデジタル化を支えるシステム等を個別に構築することは非効率であることから、今後は、地方公共団体におけるシステム等の共同利用を推進していくべきである。

地方公共団体のシステム等の共同利用については、これまでも、業務プロセスの共通化・標準化に加え、コスト削減や情報セキュリティ水準の向上といった効果が期待できる複数団体による共同でのクラウド化を行う自治体クラウドの導入等を推進しており、令和5年度末までに自治体におけるクラウド導入団体数を約1,600団体（うち自治体クラウド導入団体数は約1,100団体）とすることを目標としている。このため、地方公共団体のシステムについて、カスタマイズを抑制しつつ、各団体のシステム更新時期を踏まえた個別団体への助言を含む支援策により、自治体クラウドの広域化や大規模団体のクラウド化を計画的に推進する。

また、地方公共団体における情報システムに係る運用コスト等については、令和5年度を目途に3割削減（平成27年度比。ただし、新規業務への対応やセキュリティ対策に要する経費等の影響を除く。）を目指すこととする。

(以下略)

※下線は総務省が付記

地方公共団体のオンライン化

※正式名称：情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律

情報通信技術を活用し、行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図るため、

- ①行政のデジタル化に関する基本原則及び行政手続の原則オンライン化のために必要な事項を定めるとともに、
- ②行政のデジタル化を推進するための個別分野における各種施策を講ずる。

①行政のデジタル化に関する基本原則等（行政手続オンライン化法の改正※）

※法律名を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」（デジタル行政推進法）に変更

情報通信技術を活用した行政の推進の基本原則

- ①デジタルファースト：個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する
- ②ワンスオンリー：一度提出した情報は、二度提出することを不要とする
- ③コネクテッド・ワンストップ：民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する

行政手続の原則オンライン化のために必要な事項

行政手続における情報通信技術の活用

行政手続のオンライン原則

- 行政手続（申請及び申請に基づく処分通知）について、**オンライン実施を原則化**（地方公共団体等は努力義務）
- **本人確認**や**手数料納付もオンラインで実施**（電子署名等、電子納付）

添付書類の撤廃

- **行政機関間の情報連携**等により省略可能となる添付書類について、**法令上省略可能とする規定を整備**（登記事項証明書（2020年度情報連携開始予定）や本人確認書類（電子署名による代替）等を想定）

デジタル化を実現するための情報システム整備計画

- オンライン原則や添付書類の撤廃を実現するための**情報システム整備計画**、データの標準化、API（外部連携機能）の整備

デジタル・デバイドの是正

- 情報通信技術の利用のための能力等の格差の是正（高齢者等に対する相談、助言その他の援助）

民間手続における情報通信技術の活用の促進

- 行政手続に関連する民間手続のワンストップ化
- 法令に基づく民間手続について、支障がないと認める場合に、オンライン化を可能とする法制上の措置を実施

地方公共団体における電子申請システムの整備状況について

- 都道府県、全団体において何らかの手続（「eLTAX」は除く。）で、電子申請システムとして整備。
- 市区町村1,481団体（85.1%）で何らかの手続（「マイナポ」含め、「eLTAX」は除く。）で、電子申請システムとして整備、未整備260団体（14.9%）（整備済み団体人口カバー率97.9%）。

（平成31年4月時点 総務省調べ）

都道府県

システム導入済 47団体
（うち37団体（78.7%）は、管内市区町村との共同利用）

市区町村

共同利用, 1,130 団体 (64.9%)
 [うち都道府県と共同利用 : 1,017団体 (58.4%)
 市区町村間との共同利用 : 113団体 (6.5%)]

単独利用, 351 団体
(20.2%)

[うちマイナポータルのみ
利用団体 : 19団体 (1.1%)]

未導入,
260 団体
(14.9%)

- 地方公共団体における行政手続のオンライン利用の状況については、「電子自治体オンライン利用促進指針」（平成18年7月28日策定、平成30年5月31日改正）において、総務省は、地方公共団体の取組をフォローアップするため、毎年度オンライン利用率の把握を行い公表することとされており、今般、平成29年度の状況を取りまとめました。

(1) 利用促進対象手続(21手続)の全体のオンライン利用状況

※1: 対象手続に関して既にオンライン化している団体における、総手続件数と人口を基に算出した全国における推計値

年度	年間総手続件数(推計) ^{※1}	オンライン利用件数	オンライン利用率
平成29年度	390,757 千件	204,741 千件	52.4%
平成28年度 ^{※2}	389,170 千件	199,208 千件	51.2%
平成27年度	384,473 千件	188,832 千件	49.1%

(2) 利用促進対象手続(21手続)の年間総手続件数(推計) 上位3手続のオンライン利用率

手続の類型 及び 年間総手続件数(推計) ^{※1}	平成29年度	平成28年度 ^{※2}
図書館の図書貸出予約等 [125,484千件]	67.7%	66.8%
地方税申告手続(eLTAX) [107,468千件]	55.5%	53.1%
文化・スポーツ施設等の利用予約等 [93,387千件]	55.4%	54.2%

※2: 平成30年3月30日に公表した平成28年度分の調査結果の一部に集計誤りがあったため、年間総手続件数(推計)・オンライン利用件数・オンライン利用率を修正しています。
(参考: 修正前……年間手続総件数397,823千件、オンライン利用件数204,526千件、オンライン利用率51.4%、文化・スポーツ施設等の予約等54.8%)

なお、平成30年5月に改正した「地方公共団体におけるオンライン利用促進指針」（平成30年5月31日付け総務省大臣官房地域力創造審議官通知）において追加指定した13手続に関しては、平成30年度実績について平成31年度末に公表予定。

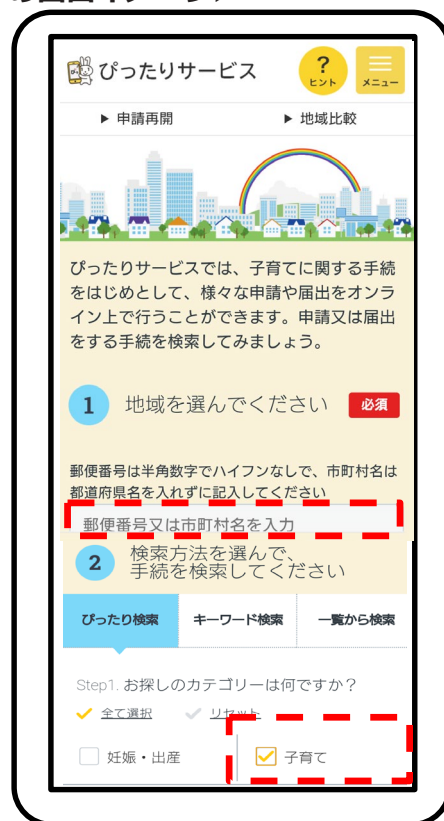
- ・ H29. 7～ 市町村の**手続検索**（内容確認）が可能に（※）（まずは「子育て」手続から（「子育てワンストップ」））
- ・ H29. 10～ 検索した手続の**オンライン申請**が可能に（※※）
- ・ H31. 1 「**介護保険ワンストップ**」について、ガイドラインを公開。
- ・ H31. 3 「**被災者支援ワンストップ**」について、ガイドラインを公開。
- ・ 今後 「**障がい**」「**引越・死亡相続**」をはじめ、ガイドラインを策定予定。

以上の分野・手続に限らず、市町村は、様々な分野・手続の**オンライン申請実現が可能**。

※ 市町村において手続を登録することが必要（「子育て」については、H31. 3時点で1,551団体が対応）。

※※ 市町村においてマイナポータルと接続することが必要。**H31. 3時点で909団体が対応し、電子申請が可能**。

＜「ぴったりサービス」の画面イメージ＞



新潟県三条市 ぴったりサービス利用拡大（平成30年4月）



No	国が指定する手続き名	電子署名
1	児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求	○
2	児童手当の額の改定の請求及び届出	○
3	氏名変更／住所変更等の届出	○
4	受給事由消滅の届出	○
5	未支払の児童手当等の請求	○
6	児童手当等に係る寄付の申出	○
7	児童手当等に係る寄付変更等の申出	○
8	受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の申出	○
9	受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の変更等の申出	○
10	児童手当等の現況届	○
11	支給認定の申請	○
12	保育施設等の利用申込	○
13	保育施設等の現況届	○
14	児童扶養手当の現況届	○
15	妊娠の届出	○

No	三条市が追加する手続き名	電子署名
1	児童クラブ入会申請	○
2	児童クラブ利用料減免申請	○
3	児童クラブ退会届	○
4	子ども医療費受給者証交付申請書	○
5	子ども医療費受給者証再交付申請書	○
6	妊産婦医療費受給資格登録申請書	○
7	妊産婦医療費受給者証再交付申請書	○
8	情報公開請求書	-
9	市長へのたより	-
10	図書館問い合わせフォーム	-
11	図書リクエストフォーム	-
12	出張トーク申込書	-
13	選挙 期日前投票所 投票立会人申込み	-
14	三条市元旦マラソン大会参加申込み	-
15	学校開放登録手続き	-
16	健康診査等受診意向調査	-
17	職員採用試験受験申込	-
18	国民年金被保険者資格取得届（任意加入は除く）	○
19	国民年金被保険者資格喪失届（任意加入は除く）	○

デジタル・ガバメント実行計画（抜粋）

〔令和元年12月20日
閣議決定〕

11 地方公共団体におけるデジタル・ガバメントの推進

11.1 地方公共団体の行政手続のオンライン化の推進（◎内閣官房、◎総務省、◎内閣府、関係省庁）

地方公共団体は、住民に身近な行政サービスを提供する役割を担っており、地方公共団体の行政手続のオンライン化は、住民の利便性向上という観点から優先して行う必要がある。

デジタル手続法により、デジタルファースト原則などデジタル3原則の下、地方公共団体の行政手続のオンライン化が努力義務となったことを踏まえ、内閣官房、総務省及び内閣府は、地方公共団体の行政手続のオンライン化を支援する。

（略）

イ. 汎用的電子申請システムの基盤整備

手続の受け手である地方公共団体は、これまでも行政手続のオンライン化の取組を進めてきたものの、2019年（平成31年）4月時点で、手続のオンライン利用可能な情報システムが整備されていない団体が260団体となっている。

内閣官房、総務省及び内閣府は、原則として、全ての市町村について、マイナポータル「ぴったりサービス」の活用や情報システムの共同利用を含めて、手続オンライン化のための汎用的電子申請システムの基盤を可能な限り早急に整備するよう、働きかける。

ウ. 優先的に取り組むべき手続のオンライン化の推進

内閣官房、総務省及び内閣府は、次に掲げる手続（具体的な手続については、別紙5参照）について、地方公共団体が優先的に、かつ、早急に進めることができるよう、関係府省と連携しガイドラインの作成等により支援する。

- ① 処理件数が多く住民等の利便性の向上や業務の効率化効果が高いと考えられる手続（内閣官房が実施する「行政手続等の棚卸調査」及び総務省が実施する「地方公共団体の行政手続等に係るオンライン利用状況の調査」に基づき、地方公共団体に対する行政手続のうち住民等からの申請の総件数が多いものであり、添付書類等を含め申請等の全てをオンラインで完結することができるもの（添付書類の入手のために請求するものを除く。））

- ② 住民のライフイベントに際し、多数存在する手続をワンストップで行うために必要と考えられる手続

（略）

エ. 様々な手続のオンライン化の推進

内閣官房、総務省及び内閣府は、上記ウに掲げる以外の様々な分野の手続について、地方公共団体がマイナポータル「ぴったりサービス」を活用してオンライン化に取り組むことができるよう、支援する。

※下線は総務省が付記

デジタル・ガバメント実行計画（抜粋）

〔令和元年12月20日
閣議決定〕

別紙5 地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続

a) 処理件数が多く、オンライン化の推進による住民等の利便性の向上や業務の効率化効果が高いと考えられる手続

- 1) 図書館の図書貸出予約等、2) 文化・スポーツ施設等の利用予約、3) 研修・講習・各種イベント等の申込、
- 4) 地方税申告手続(eLTAX)、5) 自動車税環境性能割の申告納付、6) 自動車税の賦課徴収に関する事項の申告又は報告、
- 7) 自動車税住所変更届、8) 水道使用開始届等、9) 港湾関係手続、10) 道路占用許可申請等、11) 道路使用許可の申請、
- 12) 自動車の保管場所証明の申請、13) 駐車場の許可の申請、14) 建築確認、15) 粗大ごみ収集の申込、
- 16) 産業廃棄物の処理、運搬の実績報告、17) 犬の登録申請、死亡届、18) 感染症調査報告、19) 職員採用試験申込、
- 20) 就業構造基本調査、21) 入札参加資格審査申請等、22) 入札

b) 住民のライフイベントに際し、多数存在する手続をワンストップで行うために必要と考えられる手続

ア.子育て関係

- 1) 児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求、2) 児童手当等の額の改定の請求及び届出、
- 3) 氏名変更／住所変更等の届出、4) 受給事由消滅の届出、5) 未支払の児童手当等の請求、
- 6) 児童手当等に係る寄附の申出、7) 児童手当に係る寄附変更等の申出、
- 8) 受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の申出、
- 9) 受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の変更等の申出、10) 児童手当等の現況届、11) 支給認定の申請、
- 12) 保育施設等の利用申込、13) 保育施設等の現況届、14) 児童扶養手当の現況届の事前送信、15) 妊娠の届出

イ.介護関係

- 1) 要介護・要支援認定の申請、2) 要介護・要支援更新認定の申請、3) 要介護・要支援状態区分変更認定の申請、
- 4) 居宅(介護予防)サービス計画作成(変更)依頼の届出、5) 介護保険負担割合証の再交付申請、
- 6) 被保険者証の再交付申請、7) 高額介護(予防)サービス費の支給申請、8) 介護保険負担限度額認定申請、
- 9) 居宅介護(介護予防)福祉用具購入費の支給申請、10) 居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給申請、
- 11) 住所移転後の要介護・要支援認定申請

ウ.被災者支援関係

- 1) 罹災証明書の発行申請、2) 応急仮設住宅の入居申請、3) 応急修理の実施申請、4) 障害物除去の実施申請、
- 5) 災害弔慰金の支給申請、6) 災害障害見舞金の支給申請、7) 災害援護資金の貸付申請

汎用的電子申請システムの整備について

○汎用的電子申請システム

複数の手続をオンラインにより受け付けることができるとともに、当該職員でも、容易に手続の追加が可能となるシステム

※汎用的電子申請システムイメージ



申請



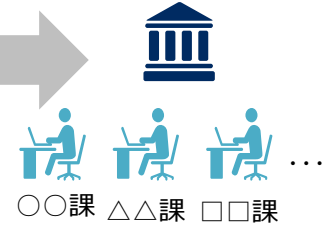
汎用的電子申請システム デジタル申請の受付

電子申請手続	
図書館の図書貸出し予約	文化・スポーツ施設等の利用予約
研修・講習・各種イベント等の申し込み	水道使用開始届出
⋮	⋮
職員採用試験申込 (追加) ※	※手続の追加が容易に可能

申請



地方公共団体



PC・スマートフォン等から行政手続の申請

令和2年度地方財政対策の概要(抜粋)

2. 自治体行政のスマート化の実現のための取組の推進

地方団体が自治体行政の高度化・効率化を実現し、持続可能な行政サービスを確保するために必要な技術を導入する経費について、地方財政措置を講ずる

(1) 対象事業

RPA、共同オンライン申請システム、インフラ点検に必要なドローン等、地方公務員向けテレワークの導入経費

(2) 地方財政措置(特別交付税措置)

措置率:0.5(財政力補正あり)

※特別交付税措置対象団体

共同利用における汎用的電子申請システム(マイナポータルによるぴったりサービス含む)を導入する団体

個人情報保護について

平成27年法律第65号附則について

○個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）

附 則 （平成27年法律第65号）

（検討）

第12条 （略）

2 （略）

3 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年ごとに、個人情報保護に関する国際的動向、情報通信技術の進展、それに伴う個人情報を活用した新たな産業の創出及び発展の状況等を勘案し、新個人情報保護法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

4～5 （略）

6 政府は、新個人情報保護法の施行の状況、第一項の措置の実施の状況その他の状況を踏まえ、新個人情報保護法第二条第一項に規定する個人情報及び行政機関等保有個人情報の保護に関する規定を集約し、一体的に規定することを含め、個人情報の保護に関する法制の在り方について検討するものとする。

個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直し 制度改正大綱（概要）

- 個人情報保護法の「いわゆる3年ごと見直し」について、平成31年1月より、個人情報保護委員会において、実態把握や議論整理等を行い、大綱として公表（令和元年12月13日）。
- パブリックコメントを令和2年1月14日まで行った上で、**令和2年早期の改正法案提出を目指す。**

大綱の主なポイント

1	個人の権利の在り方	<ul style="list-style-type: none">● <u>利用停止・消去の請求に係る要件を緩和</u>し、個人の権利の範囲を広げる。● <u>開示のデジタル化を推進</u>する。
2	事業者の守るべき責務の在り方	<ul style="list-style-type: none">● 一定数以上の漏えい等一定の類型の場合、委員会への<u>漏えい等報告及び本人通知を義務化</u>する。● 事業者は、<u>不適正な方法により個人情報を利用してはならない旨を明確化</u>する。
3	データ利活用に関する施策の在り方	<ul style="list-style-type: none">● イノベーションを促進する観点から、<u>個人情報と匿名加工情報の中間的な規律としての「仮名化情報」を創設</u>する。● 認定個人情報保護団体制度について、<u>特定の事業活動に限定した活動を行う団体を認定できるように制度を拡充</u>する。● 提供元では個人データに該当しないものの、<u>提供先において個人データになることが明らかな情報について、個人データの第三者提供を制限する規律を適用</u>する。
4	法の域外適用・越境移転の在り方	<ul style="list-style-type: none">● 日本国内にある者に係る個人情報等を取り扱う外国事業者を、<u>罰則によって担保された報告徴収・命令の対象</u>とし、事業者が命令に従わなかった場合は、その旨委員会が公表できることとする。● 外国にある第三者への個人データの提供時、<u>移転先事業者における個人情報の取扱いに関する本人への情報提供の充実等</u>を求める。
5	官民を通じた個人情報の取扱い	<ul style="list-style-type: none">● 民間、行政機関、独法等の個人情報の保護に関する規定を<u>集約・一体化し、これらの制度を個人情報保護委員会が一元的に所管する方向</u>で、スケジュール感をもって主体的かつ積極的に検討する。● 地方公共団体の個人情報保護制度に関し、地方公共団体等と議論を進める。

個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォースの開催について

〔令和元年12月25日〕
関係省庁申合せ

- 1 個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律(平成27年9月9日法律第65号)附則第12条第6項を踏まえ、関係省庁が緊密な連携の下、民間部門、行政機関、独立行政法人等に係る個人情報の保護に関する規定を集約し、一体的に規定すること及び事務処理体制の在り方について検討するため、個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォース(以下「タスクフォース」という。)を開催する。
- 2 タスクフォースの構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。
議長 内閣官房副長官補(内政担当)
副議長 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室長代理(副政府CIO)
構成員 内閣官房内閣審議官(内閣官房副長官補付)
内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室参事官
個人情報保護委員会事務局長
総務省行政管理局長
- 3 タスクフォースは、必要に応じ、幹事会を開催することができる。幹事会の構成員は、関係行政機関の職員で議長の指定する官職にある者とする。
- 4 タスクフォース及び幹事会の庶務は、個人情報保護委員会及び総務省の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 5 前各項に定めるもののほか、タスクフォース及び幹事会の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

個人情報保護制度の見直しに関する今後の進め方について

今後のスケジュール（案）

	令和元年	令和2年					令和3年
	12月	年初頃		夏頃		年末頃	
タスク フォース	● 第1回開催			● 中間整理 パブリック コメント 実施		● 最終報告	
有識者 検討会		← 論点提示 → 中間整理案策定			← パブコメの対応検討、 最終報告案策定 →		
							通常国会への 改正法案提出

※タスクフォース幹事会は、随時開催

地方公共団体の個人情報保護制度に関する懇談会

個人情報保護委員会作成資料

1. 目的

地方公共団体の個人情報保護制度の中長期的な在り方については、これまで検討が十分になされている状況にないため、関係者による意見交換の場として、地方公共団体の個人情報保護制度について、地方公共団体や、総務省の協力を得つつ、実務的な意見交換を行う。

2. スケジュール

令和元年12月2日（月）第1回会合開催

3. 構成員等

東京都、神奈川県、山梨県、神戸市、和泉市、五霞町、那賀町、
全国知事会、全国市長会、全国町村会、個人情報保護委員会事務局
（オブザーバー参加：総務省自治行政局地域情報政策室）

4. 意見交換項目

以下の事項に係る実務的論点の整理

- ① 個人情報保護条例の法による一元化を含めた、地方公共団体における個人情報保護に係る規律の在り方
- ② ①の見直しの方向性を踏まえた地方公共団体の個人情報保護制度に係る国・地方の役割分担の在り方

等

地方公共団体の非識別加工情報の作成・提供に係る効率的な仕組みの在り方に関する検討会 概要

(1) 趣旨

「地方公共団体が保有するパーソナルデータの効果的な活用のための仕組みの在り方に関する検討会」(平成30年4月20日報告書公表)において、地方公共団体の非識別加工情報の活用をより効率的に行う観点から、データを利活用する民間事業者が簡便に地方公共団体のデータにアクセスできる環境の整備及びこれに伴う地方公共団体の負担軽減について作成組織等の検討を進める必要があるとされたことや、「規制改革実施計画(平成30年6月15日閣議決定)」の内容等を踏まえ、地方公共団体の非識別加工情報の作成・提供に係る効率的な仕組みの在り方について検討するために開催する。

(2) 開催期間

平成30年8月21日～令和元年11月29日

(3) 構成員

- | | |
|--------|---|
| 犬塚 克 | 横浜市市民局市民情報室市民情報課長 |
| ○宇賀 克也 | 東京大学大学院法学政治学研究科教授(H31.3.15退任) |
| 大谷 和子 | 株式会社日本総合研究所執行役員 法務部長 |
| ○岡村 久道 | 弁護士、京都大学大学院医学研究科講師(H31.3.15より座長) |
| 佐光 正夫 | 徳島県政策創造部統計データ課長(H31.3.15退任) |
| 佐藤 一郎 | 国立情報学研究所副所長 教授 |
| 寺田 麻佑 | 国際基督教大学教養学部准教授(R元.7.10より構成員) |
| 松岡 萬里野 | 一般財団法人日本消費者協会理事長 |
| 村上 文洋 | 株式会社三菱総合研究所社会ICTイノベーション本部 ICT・メディア戦略グループ主席研究員 |
| 矢島 征幸 | 茨城県五霞町町民税務課主幹 |
| 綿貫 史郎 | 徳島県政策創造部統計データ課長(R元.7.10より構成員) |

○:座長 敬称略、五十音順

有識者検討会における検討の区切りについて

個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直し 制度改正大綱の公表等について(情報提供)
(令和元年12月18日・事務連絡 (抜粋))

2. 「地方公共団体の非識別加工情報の作成・提供に係る効率的な仕組みの在り方に関する検討会」(座長:岡村久道弁護士)について

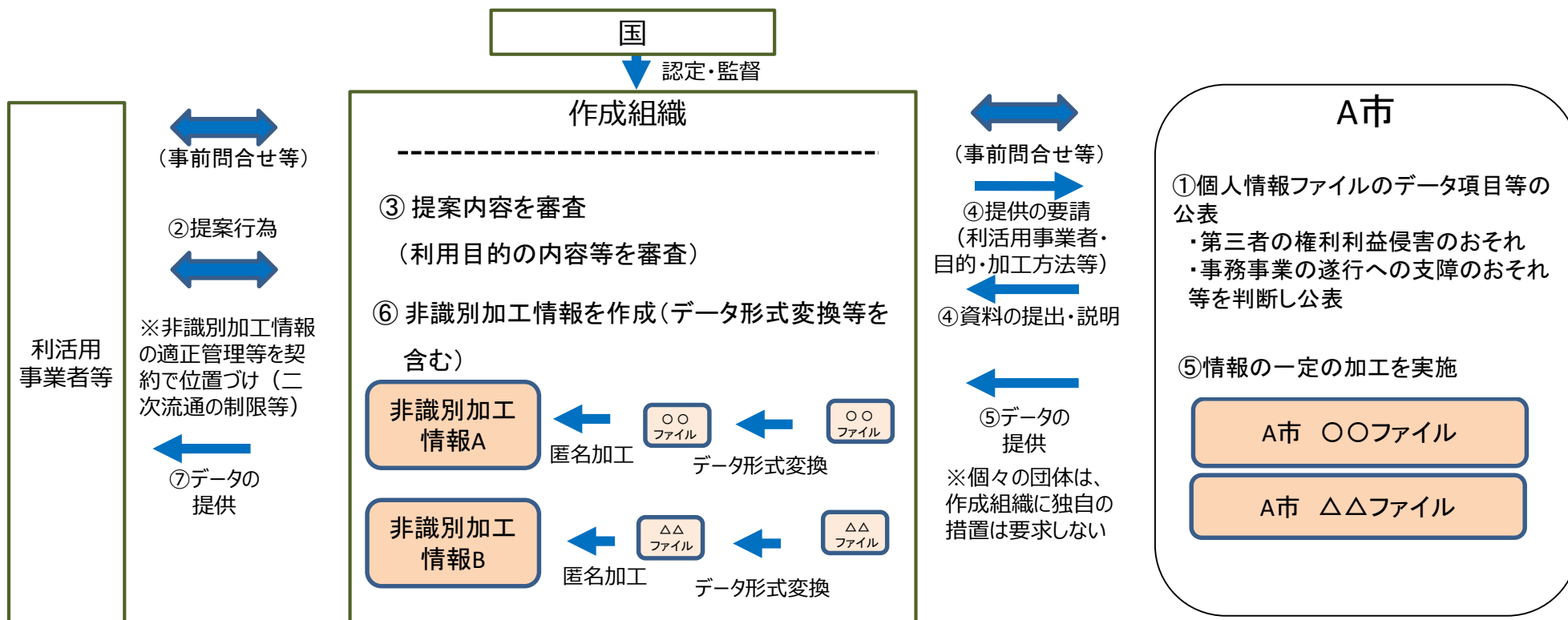
地方の非識別加工情報については、「地方公共団体の非識別加工情報の作成・提供に係る効率的な仕組みの在り方に関する検討会」(以下、「検討会」という。)を開催し、検討を進めてきたところ。検討会においては、これまで「地方公共団体の非識別加工情報の作成・提供に係る効率的な仕組みの在り方に関する中間とりまとめ」及び「作成組織における事業採算性等に関するワーキンググループ」の検討結果」等において作成組織の在り方や事業採算性等について検討・整理してきたもの。

今般、政府における個人情報保護制度全般の見直しの動向も踏まえ、第9回検討会を開催し、別紙のとおり「官民の個人情報保護制度の見直しに係る動向を踏まえた今後の方向性について」をとりまとめた。

具体的には、「地方公共団体の個人情報保護制度についても、その制度の在り方全般について検討が開始されたことを踏まえれば、当検討会においてこれまで検討を進めてきた地方の非識別加工情報の効率的な作成・提供の仕組みである作成組織の取扱いについては、こうした検討の動向において、データ利活用の推進策の観点から、検討・整理されることが適切」であり、「本検討結果が今後の個人情報保護制度の在り方検討に資することを期待する」とされ、作成組織については、これまでの検討結果をもって、検討の区切りとしたこと。

有識者検討会における検討結果について

- 有識者検討会では、作成組織の認定基準、加工基準や安全管理措置等の規律、地方公共団体からの情報の提供等、法制上の措置を講じることが想定される論点について、検討を重ね、中間とりまとめを行ったもの。
- 作成組織については、今回整理した法制的な論点に加え、事業採算性等の実効性を検証し、その結果を踏まえ必要な措置を講じる必要があり、「作成組織における事業採算性等に関するワーキンググループ」(以下「WG」という。)において、検討を行った。
- WGにおいては、事業採算性について現時点において非識別加工情報のニーズが十分に見込めるとはいい難いこと、地方公共団体とのデータ受渡し等にどの程度の調整コストを要するか等、様々な不確定要素があるため、作成組織の仕組みに係る事業採算性を明確に評価することは難しい状況にあるとされたところ。



その他

補助金申請システム（Jグランツ※1）プロジェクトの基本方針

経済産業省作成資料

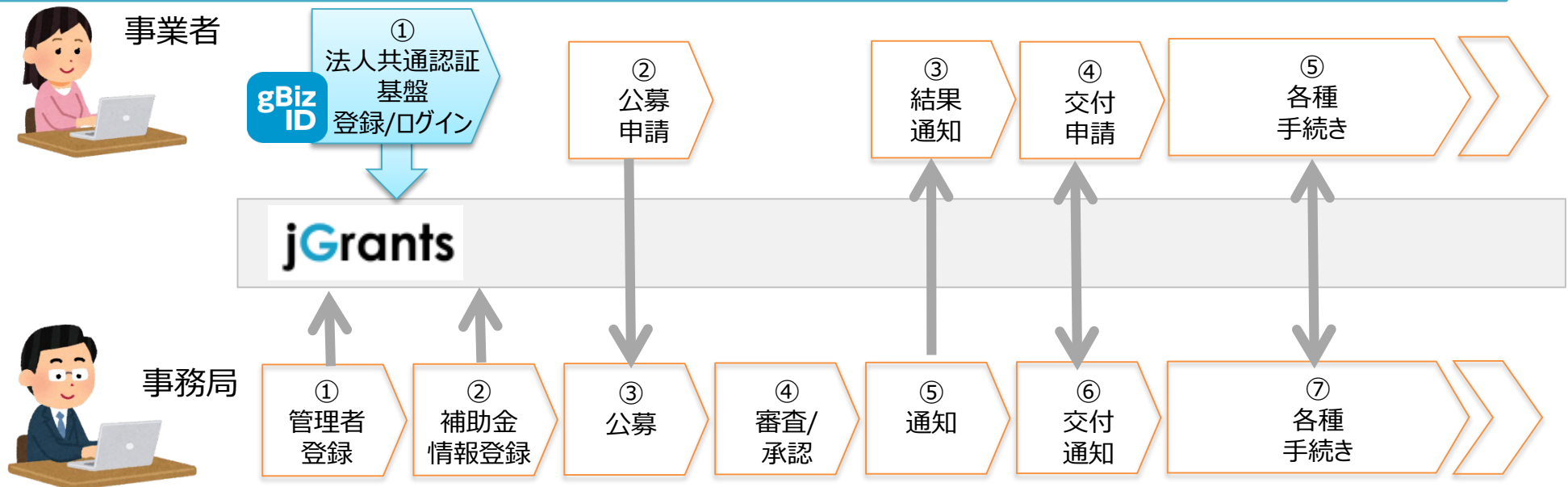
※1 補助金申請システムのサービス名称。j：japan グランツ：補助金、助成金

- 「補助金の執行をゼロから変える」ことをテーマにプロジェクトを進行。
- BPR（Business Process Re-engineering）を大前提とし、Jグランツは課題解決の一つのツールとして執行上の共通部分を括り出し、シンプルな機能を具備したシステムとする。

➤ 法人共通認証基盤（GビズID※2）を活用し、補助金適正化法で定められた手続きをベースに、公募から補助金交付、その後の手続きまでの、全てのプロセスを電子化

※2 GビズIDとは事業者が1つのID・パスワードで様々な行政手続の電子申請の際に利用できるようにするための認証システム。

➤ 同時に、BPRとして、申請項目・申請様式・添付書類の精査を含む公募要領等や、審査体制・業務実施体制等を見直す



- 民間事業者による申請コストの低減は当然として、他の施策との連携等を通じ補助金を必要としている事業者がハードルを感じずに申請出来る環境の構築を目指す。言うまでもなく、執行側のコスト低減も実現。
- このため、システムの開発を進めつつ、既存の執行実務をゼロから見直し、補助金執行全体のあるべき姿を見極める。

<あるべき姿（5本の柱）>

執行に至るスピード感の向上

補助金システム及びその運用基準に即して制度設計を行うことで、適切な支援を迅速に実施することが可能。

審査高度化・ミスや不正の抑制

対象事業者要件等の審査を自動化。
手続漏れ・遅延に対するアラート等を通じて、ミスを抑制

データの利活用

申請等データの蓄積・分析や、中小企業支援PF等とも連携し、適切な支援策や情報をプッシュ。

初心者でも申請しやすい環境

マニュアルが不要で、支援機関等の助けを借りずに中小企業自らが申請可能。

執行事務コストの削減

税金の無駄・コストを徹底的に削減。
人手を前提とした業務フローの見直しや、個別化・高コスト構造のシステム置換を進める。

19年度中に一部運用開始、20年4月から、省内・各省・自治体において本格運用開始を目指す。

【課題】

- ・申請項目、添付書類が多い
- ・申請が難しい、実施後の手続きも煩雑
- ・必要な補助金がわからない etc.

メリット

- 申請や書類提出など事業実施の手続きについて、一元的に電子手続きが可能になる。
- 提出書類の削減など補助金申請の負担が少なくなる。他の補助金にも申請しやすくなる。
 - －GビズIDの利用により印鑑証明が不要に。
 - －入力事項や提出書類の軽減（BPRが必要）
 - －シンプルな画面・操作
- 申請の審査等を含む事業のステータスや、次に必要な手続きがわかりやすくなる。
- スマホやタブレットで手続き状況が見られる。
- 単純ミスが少なくなる。

将来的には・・・

- 申請等データの蓄積・分析や、Jグランツと中小企業支援PF等を連携させることで、適切な支援策や情報をプッシュで受け取れる。
- 国から自治体までの、いわゆる「官」が提供する補助金施策の情報が一元化され、事業者は迷わずサイトにたどり着くことが可能となり、申請可能な補助金情報を入手しやすくなる。

【課題】

- ・紙のやりとり、複雑な審査など人手がかかる
- ・本人確認に時間がかかる
- ・効果があったのかわからない etc.

メリット

- GビズIDの利用により、本人（法人）確認が容易となる。
- 事業者に入力を求める事項や提出書類を削減できる（BPRも必須）。
- 事業の執行状態をシステムで一元的に管理できる。
- 単純な形式チェック等が自動化され、申請受付時の負荷が減る。
- 申請受付や通知を電子的に行えるので、印刷や紙でのやりとりが不要になる。

将来的には・・・

- 政策立案や政策高度化、制度改正等に有用な情報を得やすくなる。
 - －管内の事業者の補助金活用実績を、事業内容を含めて把握できる。
 - －Jグランツと中小企業支援PF等との連動により、補助金申請事業者の労働生産性をはじめとした企業情報の経年変化を確認することができる。
- 国から自治体までの、いわゆる「官」が提供する補助金施策の情報が一元化され、補助金情報の周知・広報を効率的かつ効果的に実行できる。